

無線局変更等申請書・届出書
無線局免許記録変更届出書
無線局免許承継届出書
無線局記載事項等変更届出書

年 月 日

東海総合通信局長 殿

収入印紙貼付欄

- 電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計等を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり届け出ます。
- 電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて、下記のとおり申請します。
- 電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。
- 電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。
- 電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。

また、上記の申請等（免許記録に記録した事項の変更にかかるものに限る。）に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を書面の交付を請求します。

